

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第二十六条の三中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

第二十六条の四第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第二十六条の五の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第二十六条の五の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改める。

第三十条第一項第二号中「によつて」を「により」に、「還付し」を「還付し、」に改め、同項第三号及び第四号中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第三十条の九第一項の表中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十三条第一項第一号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号ウの表中「百

分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ウ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第三十七条の十六の五の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第三項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第五十五条第二項中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

第五十六条の見出し、同条第一項及び第三項中「自動車税」を「種別割」に改める。
第五十六条の五第一項第一号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基

準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十六条の五第一項第一号ア(2)を削り、同号ア(3)中「第八十条第一号イ」を「第四百七十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号エ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十六条の五第一項第一号エ(2)を削り、同号エ(3)を同号エ(2)とし、同号エを同号オとし、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十六条の五第一項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号エとし、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十六条の五第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第一項第二号ア(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下次項において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定める

もの（以下この号及び次項において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十六条の五第一項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下次項において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十六条の五第一項第二号エを削り、同号オを同号エとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。次項第二号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中

量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第二項第一号ア中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十六条の五第二項第一号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十六条の五第二項第一号ウ(2)を削り、同号ウ(3)を同号ウ(2)とし、同号ウを同号オとし、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十六条の五第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ウ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第二項第二号ア(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の十分の九を超えないこと。

第五十六条の五第二項第二号ア(2)を削り、同号ア(3)を同号ア(2)とし、同号ウ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (二) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十六条の五第二項第二号エを削り、同号オを同号エとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 次に掲げる石油ガス自動車
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十六条の五第四項中「及びイ」を「からウまで」に、「一号ア」を「一号アからウまでに」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第一項第一号ア(3)の項中「第一項第一号ア(3)」を「第一項第一号ア(2)」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「次項第一号ア(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項 第一号 イ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
--------------------	------------------------	----------------------------

第五十六条の五第四項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号ウ(2)」に改め、同表第二項第一号ア(3)の項中「第二項第一号ア(3)」を「第二項第一号ア(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項 第一号 イ (2)	令和二年度基準エネルギー消費効 率	平成二十二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百五十を乗じて得 た数値
第二項 第一号 ウ (2)	平成二十七年基準エネルギー消 費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百三十八

第五十六条の九第二項第二号中「し、併せて奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に改める。

第五十六条の十三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「供する自動車」の下に「又は日本赤十字社が血液事業の用に供する自動車」を加える。

第五十七条第一項第一号イ(1)中「二九、五〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同号イ(2)中「三四、五〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に改め、同号イ(3)中「三九、五〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に改め、同号イ(4)中「四五、〇〇〇円」を「四三、五〇〇円」に改め、同号イ(5)中「五一、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同号イ(6)中「五八、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、同号イ(7)中「六六、五〇〇円」を「六五、五〇〇円」に改め、同号イ(8)中「七六、五〇〇円」を「七五、五〇〇円」に改め、同号イ(9)中「八八、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改め、同号イ(10)中「一一一、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同項第五号ア中「二三、六〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同号イ中「二七、六〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同号ウ中「三一、六〇〇円」を「二八、八〇〇円」に改め、同号エ中「三六、〇〇〇円」を「三四、八〇〇円」に改め、同号オ中「四〇、八〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改め、同号カ中「四六、四〇〇円」を「四五、六〇〇円」に改め、同号キ中「五三、二〇〇円」を「五二、四〇〇円」に改め、同号ク中「六一、二〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に改め、同号ケ中「七〇、四〇〇円」を「六九、六〇〇円

」に改め、同号ヨ中「八八、八〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に改める。

第六十三条第一項第五号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第八十三条第三項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第六条の二中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第七条中「第二十六条の二第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長」に改める。

附則第七条の三の三及び附則第七条の三の四中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の三の五、附則第七条の四第一項、附則第八条第一項、第四項、第五項及び第八項並びに附則第八条の二第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第八条の十に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第五十六条の五第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第八条の十を附則第八条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第八条の十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第五十五条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第九条の

二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用しただまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）

（）で初回新規登録を受けけるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第八条の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、「衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両

安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置

置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第五十六条の八第一項又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。附則第八条の九の次に次の二条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税免除）

第八条の十 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第八条の十一 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車法第五十六条の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において

「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第五十六条の五第一項又は第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「特例税率対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき特例税率対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第五十六条の八第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

附則第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「電気自動車をいう」の下に「。次項第一号及び次条第三項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第四百九十九条第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。次項第二号及び次条第三項において同じ」を、「定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第四百九十九条第一項第三号」に、「」並びに」を「次条第三項において同じ。」並びに「に、及び被けん引自動車」を「被けん引自動車及び同項第五号に規定するキャンピング車」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「法第四百九十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第五十五条の二第三項に

規定する新規登録（以下この項において「**一**」及び「**二**」という。）を削り、同条第二号中「第五十六条の五第一項**第二号**」を「第五十六条の五第一項**第三号**」に改め、「**軽油自動車**」の下に「（次項第六号において「**軽油自動車**」という。）**一**」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号イの項及び第一項第五号の項を削り、同条に次の三項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び同条第一項第五号に規定するキャンピング車（以下この条及び次条において「**自家用乗用車等**」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十六条の五第一項第一号に規定する自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「**排出ガス保安基準**」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「**平成二十一年天然ガス車基準**」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第五十六条の五第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十六条の五第一項第一号ア

(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号ア(1)(二)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号ア(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十六条の五第一項第二号ア(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号ア(1)(二)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第五十六条第一項第三号ア(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号ア(1)(二)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号ア	
七、五〇〇円	二、〇〇〇円
八、五〇〇円	二、五〇〇円
九、五〇〇円	二、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円

第一項第一号イ

一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円	二七、二〇〇円	四〇、七〇〇円	二五、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	三六、〇〇〇円	四三、五〇〇円	五〇、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、五〇〇円	七五、五〇〇円	八七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	四、五〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------

第一項第二号ア

六、五〇〇円

二、〇〇〇円

九、〇〇〇円

二、五〇〇円

一二、〇〇〇円

三、〇〇〇円

一五、〇〇〇円

四、〇〇〇円

一八、五〇〇円

五、〇〇〇円

二二、〇〇〇円

五、五〇〇円

二五、五〇〇円

六、五〇〇円

二九、五〇〇円

七、五〇〇円

四、七〇〇円

一、二〇〇円

八、〇〇〇円

二、〇〇〇円

一一、五〇〇円

三、〇〇〇円

一六、〇〇〇円

四、〇〇〇円

二〇、五〇〇円

五、五〇〇円

二五、五〇〇円

六、五〇〇円

三〇、〇〇〇円

七、五〇〇円

第一項第二号イ

第一項第三号ア(2)															
	第一項第三号ア(1)														
	第一項第二号ウ(2)														
	第一項第二号ウ(1)														
	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二三、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円
	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円

第一項第四号		第一項第三号イ												
二、三、五〇〇円	一七、三〇〇円	八三、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
六、〇〇〇円	四、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一六、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、五〇〇円	一〇、五〇〇円	八、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	八、〇〇〇円

第一項第五号														
第一項第六号														
第二項第一号														
六、三〇〇円	四、七〇〇円	三、七〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	八八、〇〇〇円	六九、六〇〇円	六〇、四〇〇円	五二、四〇〇円	四五、六〇〇円	四〇、〇〇〇円	三四、八〇〇円	二八、八〇〇円	二四、四〇〇円	二〇、〇〇〇円
一、六〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一二、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、〇〇〇円

第二項第二号		
	五、二〇〇円	一、三〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
	八、〇〇〇円	二、〇〇〇円

3 次に掲げる自動車に対する第五十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第一項第一号ア	
七、五〇〇円	四、〇〇〇円

第一項第一号イ

五七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四三、五〇〇円	三六、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	二五、〇〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	二三、六〇〇円	二〇、五〇〇円	一七、九〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	八、五〇〇円
二八、五〇〇円	二五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、五〇〇円	一二、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円

第一項第二号ア														第一項第二号イ																	
六五、五〇〇円	七五、五〇〇円	八七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	六、五〇〇円	九、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、五〇〇円	二二、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二九、五〇〇円	四、七〇〇円	八、〇〇〇円	一一、五〇〇円	六、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四三、五〇〇円	五五、〇〇〇円	三、五〇〇円	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二、四〇〇円	二、一、四〇〇円	二、四、〇〇〇円	四、〇〇〇円

第一項第二号ウ(1)														
第一項第二号ウ(2)														
第一項第三号ア(1)														
一六、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	二五、五〇〇円	三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四〇、五〇〇円	六、三〇〇円	七、五〇〇円	一五、一〇〇円	一〇、二〇〇円	二〇、六〇〇円	一二、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一七、五〇〇円	二〇、〇〇〇円
八、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、五〇〇円	二〇、五〇〇円	三、二〇〇円	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	五、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、〇〇〇円	七、五〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

第一項第三号ア(2)														
第一項第三号イ														
二二、五〇〇円	二五、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、五〇〇円	三二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	五七、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、五〇〇円
一一、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二八、五〇〇円	三一、〇〇〇円	一六、五〇〇円	二〇、五〇〇円	二四、五〇〇円	二八、五〇〇円	三三、〇〇〇円

第一項第六号	第一項第五号										第一項第四号				
	四、五〇〇円	八八、〇〇〇円	六九、六〇〇円	六〇、四〇〇円	五二、四〇〇円	四五、六〇〇円	四〇、〇〇〇円	三四、八〇〇円	二八、八〇〇円	二四、四〇〇円	二〇、〇〇〇円	二三、五〇〇円	一七、三〇〇円	八三、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
	二、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	二六、五〇〇円	二三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	四一、五〇〇円	三七、〇〇〇円

第二項第二号	第二項第一号					六、〇〇〇円
				三、七〇〇円	一、八〇〇円	三、〇〇〇円
			四、七〇〇円		二、三〇〇円	
		六、三〇〇円		三、二〇〇円		
	五、二〇〇円		二、六〇〇円			
	六、三〇〇円	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円			

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用乗用車等に
 対する第五十七条第一項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和三年
 四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和
 四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和四年四月一日から
 令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自
 動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一
 条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前
 日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等（第五十七条第五項の規定が適用さ
 れるものを含む。以下この条において同じ。）であつて地方税法等の一部を改正す
 る等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（
 以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第四百十五条第
 一項又は第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を
 課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて平成二十

八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第五十五条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車（第五十七条第五項の規定が適用されるものを含む。）

ア 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二九、五〇〇円

イ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三四、五〇〇円

ウ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三九、五〇〇円

エ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四五、〇〇〇円

オ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五一、〇〇〇円

カ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五八、〇〇〇円

キ 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六六、五〇〇円

ク 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七六、五〇〇円

ケ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八八、〇〇〇円

コ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 一一一、〇〇〇円

二 キャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除き、第五十七条第五項の規定が適用されるものを含む。）

ア 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二三、六〇〇円

- イ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二七、六〇〇円
 - ウ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三一、六〇〇円
 - エ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三六、〇〇〇円
 - オ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四〇、八〇〇円
 - カ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四六、四〇〇円
 - キ 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五三、二〇〇円
 - ク 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六一、二〇〇円
 - ケ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七〇、四〇〇円
 - コ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八八、八〇〇円
- 2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等に係る第五十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第一項第一号及び第五号並びに前項」とあるのは「附則第九条の二第一項」と、同条第四項中「第一項第一号及び第五号並びに第二項」とあるのは「附則第九条の二第一項」とする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二九、五〇〇円	三三、九〇〇円
-----	---------	---------

第二号

四六、四〇〇円	四〇、八〇〇円	三六、〇〇〇円	三一、六〇〇円	二七、六〇〇円	二三、六〇〇円	一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円	三四、五〇〇円
五三、三〇〇円	四六、九〇〇円	四一、四〇〇円	三六、三〇〇円	三一、七〇〇円	二七、一〇〇円	一二七、六〇〇円	一〇一、二〇〇円	八七、九〇〇円	七六、四〇〇円	六六、七〇〇円	五八、六〇〇円	五一、七〇〇円	四五、四〇〇円	三九、六〇〇円

第二号												
										七六、五〇〇円	一九、五〇〇円	
八八、〇〇〇円			二二、〇〇〇円									
一一一、〇〇〇円			二八、〇〇〇円									
二三、六〇〇円			六、〇〇〇円									
二七、六〇〇円			七、〇〇〇円									
三一、六〇〇円			八、〇〇〇円									
三六、〇〇〇円			九、〇〇〇円									
四〇、八〇〇円			一〇、五〇〇円									
四六、四〇〇円			一二、〇〇〇円									
五三、二〇〇円			一三、五〇〇円									
六一、二〇〇円			一五、五〇〇円									
七〇、四〇〇円			一八、〇〇〇円									
八八、八〇〇円			二二、五〇〇円									

5 第一項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分

の自動車税の種別割（法第七十七條の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号		第二号	
二九、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	五五、五〇〇円
三四、五〇〇円	一七、五〇〇円	八八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
三九、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	七六、五〇〇円	三八、五〇〇円
四五、〇〇〇円	二二、五〇〇円	六六、五〇〇円	三三、五〇〇円
五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	五八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
四九、五〇〇円	二二、五〇〇円	四八、〇〇〇円	二二、五〇〇円
四四、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
三九、五〇〇円	一七、五〇〇円	三八、五〇〇円	一五、〇〇〇円
三四、五〇〇円	一四、〇〇〇円	三三、五〇〇円	一二、〇〇〇円
二九、五〇〇円	一一、〇〇〇円	二八、五〇〇円	〇九、〇〇〇円

者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第五十九条及び第六十条の規定を除く。）を適用する。

附則第十条の四第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十五条の三の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項」を「震災特例法第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「（同条第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」及び「（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋の敷地、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地

の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十二条、附則第十二条の二、附則第十二条の三又は附則第十三条の規定を適用する。

<p>附則第十二条第一項</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第十二条の二第三項</p>	<p>第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五</p>	<p>第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>

附則第十二条の三 第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する 法律第十一条の七第一項の規 定により適用される租税特別措 置法第三十一条の三第一項
附則第十三条第一 項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震 災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十 一条の七第一項の規定により適 用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一 項

2

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前におい

て当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十二条、附則第十二条の二、附則第十二条の三又は附則第十三条の規定を適用する。

附則第十五条の五中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十六条第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車の取得に係る自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第十八条の二 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「自動車等」という。）を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び次条第四項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この項及び次条第四項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第五十五条の二第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の施行令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び次条第一項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が次の各号に掲げる自動車等で施行令で定めるもの（以下この項及び次条第四項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

一 自動車等持出困難区域内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 前項の還付の申請をする者は、施行規則附則第二十三条の二第一項第一号イからチまでに掲げる事項並びに自動車税の環境性能割の納付年月日及び税額を記載した申請書に同項第二号及び第三号の書類を添付して知事に提出しなければならない。

（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車に係る自動車税の種別割の納税義

務の免除等)

第十九条 前条第一項に規定する施行令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分
- 二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 前項の還付の申請をする者は、施行規則附則第二十三条の二第一項第一号イからチまでに掲げる事項並びに自動車税の種別割の納付年月日及び税額を記載した申請書に同項第二号及び第三号の書類を添付して知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車等は、第五十五条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

附則第九条の二第四項及び第五項を削る。

附則第九条の三第一項中「若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項」を「から第四項まで」に改める。

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年三月奈良県条例第三十六条)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、奈良県税条例附則第九条第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に改め、「一般乗合用バス」に」の下に「、「平成三十一年度分」を「当該各号に

定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に「の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第三項から第五項までを削る改正規定中「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二項及び第三項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第三条第二項中「三十一年旧条例」を「元年旧条例」に改める。

附則第六条第一項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第二項中「三十一年新条例」を「元年新条例」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「三十一年旧条例」を「元年旧条例」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第七条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県条例第二十六条の四第一項ただし書、第三十条の九第一項、第五十五条第二項及び第六十三条第一項第五号の改正規定並びに同条例附則第六条第一項、第六条の二、第七条、第七条の三の三、第七条の三の四、第七条の三の五、第七条の四第一項、第八条第一項、第四項、第五項及び第八項、第八条の二第一項及び第三項、第十条の四第一項、第十一条第四項、第十二条の二第一項及び第二項、第十五条の五、第十六条第一項から第三項までの改正規定並びに第三条並びに次条第一項、附則第六条（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十八年六月奈良県条例第九号）附則第三項及び第四項の改正規定（附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする部分に限る。）を除く。）及び第八条（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する

る条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）第二条第二項の表の改正規定を除く。）の規定 公布の日

二 第一条中奈良県税条例第二十六条の五の二及び第二十六条の五の三の改正規定並びに同条例附則第十五条の三の改正規定並びに次条第二項の規定 令和二年一月一日

三 第一条中奈良県税条例第三十七条の十六の五の改正規定及び附則第四条の規定 令和二年四月一日

四 第一条中奈良県税条例第二十条の二第一項の改正規定及び次条第三項の規定 令和三年一月一日

五 第一条中奈良県税条例附則第九条に三項を加える改正規定（第四項を加える部分に限る。）及び第二条並びに附則第五条第三項の規定 令和三年四月一日

六 第一条中奈良県税条例第八十三条第三項第一号の改正規定 令和五年一月一日

七 第一条中奈良県税条例第二十六条の三及び第三十条の改正規定 令和六年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）附則第七条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する新条例附則第七条に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した第一条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）附則第七条に規定する地方団体に対する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第二十六条の五の三第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十六条の五の三第一項に規定する申告書について適用する。

3 前条第四号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十三条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例第三十七条の十六の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例第三十七条の十六の五第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第六条 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

第三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月

三十一日」に改め、同項を附則第三項とする。

（地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第八条 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「百分の〇・九」を「百分の〇・二五」に、「百分の三・六」を「百分の一」に、「百分の一・六五」を「百分の一・二二五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の二・四」を「百分の一・七五」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第三条第一項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例第二條第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。